

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		平成29年9月10日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京丹後市大宮町河辺3188番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 丹後織物工業組合 理事長 松本 博之 電話 0772 - 64 - 2490				
主たる業種	織物の精練・染色・整理					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	平成26年度から平成29年度平均を基準とし、エネルギーの効率化を進め3%以上のCO2削減を図る。					
計画を推進するための体制	省エネ対策委員会を中心に管理並びに検証を行い取り組んでいく。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	5,286.2 トン	5,120.9 トン	4,977.3 トン	4,866.6 トン	-5.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量	5,594.2 トン	5,120.9 トン	4,977.3 トン	4,866.6 トン	-10.8 パーセント
	目標の根拠	生産量の減少に伴い機器等の合理化を図り削減に努める。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	1.90	3.30	3.43	3.48	79.12 パーセント
	工場	2.25	2.57	2.83	3.23	24.64 パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		41.0 パーセント	76.0 パーセント	94.0 パーセント	176.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	諸機械の適正な運転管理に努める。				
	(30)年度	工場の照明設備を高効率なタイプに更新する。				
	(31)年度	諸機械の適正な運転管理に努める。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤時に自動車の使用を控えさせることは困難。				
	上記の措置を採用する理由	丹後地域はバスや鉄道の交通機関は本数も少なく不便であり、通勤には自動車が欠かせないため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。